

議案の審議



本会議、委員会、そして再度本会議へ

議員または知事から提出された議案は本会議にかけられます。この本会議は全議員で行われます。ここで議案その他必要な事柄全てについて審議しますが、議案は複雑なもの、専門的なものなどが多く、簡単には決められません。

そこで、より詳しく審査するために専門の委員会が設けられています。この委員会では審査された後、さらに本会議で再度審議されて採決されます。

※付託された議案のほか、委員会での審査の結果、議案を提出することもあります。

議案についての質疑・県政についての質問

議員は提出された議案について、疑問や不明確な点をたずねるために、「質疑」を行います。また県政一般について、執行機関がどう取り組んでいるのか、今後どのように対応するのかについて、「質問」を行います。

本会議では、質問・質疑が一括してなされますが、議員個人の立場で行うのを「一般質問」、会派を代表して行うのを「代表質問」といいます。

採決前に討論ができます

議員が議案に賛成か、反対かの意見を述べる機会が採決前に設けられます。これが討論です。

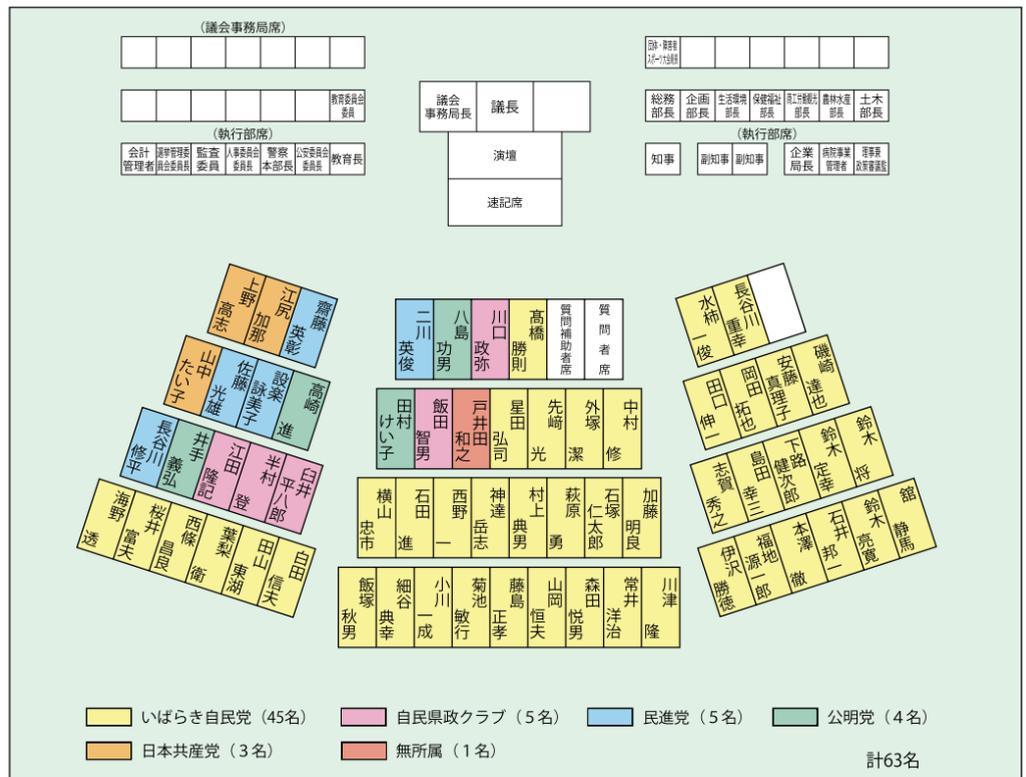
そして、採決へ

徹底的に審議された後、いよいよ採決の瞬間を迎えます。議案および請願の採決は、普通は挙手によって賛成または反対を表す挙手採決がとられますが、その他の方法による場合もあります。なお、会期中に審議不十分で採決できないときは、次の定例会まで所管の委員会に継続審査されます。

可決した議案について

県議会で議決した予算、条例をはじめとする会議の結果は、知事に送付されます。知事などの執行機関は、県議会で決定したに基づいて、実際の仕事を進めていきます。また、県議会では、県だけでは解決できない問題については、国をはじめとする行政機関に意見書を提出して協力を求めたり、県議会の意思を明確にするため、決議を行ったりしています。

茨城県議会議席表



委員会の種類

特別委員会

予算特別委員会

予算特別委員会は、県の予算を総合的に検討し、予算審査の一体性を確保するために設置される委員会です。議員改選後の最初の定例会で設置され、それからは議員の任期中継続します。

委員定数は22人以内です。

決算特別委員会

決算特別委員会は、予算の執行状況が適正かどうかを審査するために設置される委員会です。第2回定例会(6月)で設置され、第4回定例会(12月)において報告されます。

調査特別委員会

県政運営上特に重要であると判断された場合、あるいは緊急の問題がある場合に、必要に応じて設置されます。

議会運営委員会

議会運営の円滑を図るため、議会の運営に関する事項などについて協議するために設置される委員会です。

委員定数は10人です。

情報委員会

県議会情報公開条例に基づいて、公文書の開示決定などに対する不服申し立ての調査や議会広報の充実についての調査などを行う委員会です。

委員定数は10人以内です。

常任委員会

総務企画委員会

行政組織・財政などの調整、税務行政、市町村の振興、交通体系の整備、土地利用の調整、県内各地域の振興対策などのほか、他の常任委員会の所管に属さない事項について調査、審査します。

委員定数は11人です。

防災環境商工委員会

防災消防対策・消費者行政・原子力安全対策・環境保全などの生活と環境に関わる行政の推進や、商工業の振興・中小企業の育成・観光レクリエーション対策・雇用の確保・労働者福祉の充実などの商工と労働に関する事柄について調査、審査します。

委員定数は10人です。

保健福祉委員会

社会福祉の向上や児童・高齢者・心身障害児者などの福祉行政の推進、また、医療の充実・健康の増進などの保健対策などについて調査、審査します。

委員定数は11人です。

農林水産委員会

農業・林業・畜産業・水産業の生産性の向上と生産物の流通対策、土地改良事業の推進、農業用水の整備など、農林水産業振興のための事柄について調査、審査します。

委員定数は11人です。

土木企業委員会

道路・街路の整備、河川・海岸の保全、砂防施設・港湾の整備、都市計画・公園整備・住宅建設など都市基盤の充実、公共事業のための用地取得などの土木事業、上水道および工業用水道事業などについて調査、審査します。

委員定数は10人です。

文教警察委員会

学校教育の充実・生涯学習の推進・スポーツ活動や文化活動の推進など教育文化行政に関わる事柄や、生活の安全を確保するための交通安全対策や治安の確保および国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備に関する事柄について調査、審査します。

委員定数は10人です。